

第七章 国際協調の主体的推進

——社会的責任の「国際化」——

昭和四十四年四月十六日の経済同友会通常総会で、木川田一隆代表幹事は『自由世界の新しい前進のために』と題する「所見」を発表し、「国際的な新協調時代の推進」を強調した。それは前年度の「所見」である『国際協調の第二ラウンドを求めて』の考え方を、その後における世界経済情勢の客観的な変化に対応して、一層意欲的に打ち出したものであった。それは「国際協調」の主体的推進を謳ったものであり、日本経済の国際的地歩の向上という現実を踏まえて、「経営者」の社会的責任意識が「国際化」の段階に入ったことを、強く自覚したことの現れともいえる。木川田所見に続いて、この総会に来賓として列席したピーターセンCED代表（フィデリティ銀行会長）が「日米関係の新課題」と題する特別講演を行ない、世界経済における日本の新しい国際的役割

本篇 「進歩と調和」の求道者として

第七章 国際協調の主体的推進

と責任について語ったことは、この通常総会を一層国際色ゆたかなものとし、また木川田所見に実感をそえるのに効果があった。「全面国際化」時代を迎えようとする日本経済界の緊張と気負いが、その場の支配的雰囲気となっていたのである。

総会で採択された昭和四十四年度の「事業計画大綱」も、「代表幹事所見」の意を受けて、「国際的にも国内的にも、新しい秩序の形成者として、真に国際的な視野に立った活動を展開し、自由主義諸国の民間指導者との連携を深め、新しい時代のリーダーシップの確立に貢献する」と謳い、さらに具体的な事業として、「国際社会におけるわが国の地位向上に伴い、新しい対外協調体制に関する研究と、われわれの主張の浸透をはかる方策の究明」の線上において、(1)アジア太平洋における経済協力に関する調査、(2)国際経済団体として米・独・仏・英・豪州・伊・スウェーデン等の経済開発委員会との共同調査への参加——を掲げたのである。

このような同友会における社会的責任意識の「国際化」志向には、それ相当の客観的・主体的な背景があった。即ち、第一に日本経済の発展と国際的役割の自覚である。日本経済は昭和四十二年度から三年連続して世界に比類のない一三%以上の成長率を示し、国際収支もまた四十三年度から二年続けて十五億ドルを超える大幅黒字を記録した。このような高成長と国際収支黒字の併立する日本経済は当然、世界経済の発展のために大きく寄与しなければならぬ役割と責任を背負っていた。四十四年春の同友会総会は、この日本経済の巨大化が進展していく過程で開かれたわけである。「経営者」の国際的自覚が高揚するのは当然である。

第二に国際経済情勢の変化である。一九六九年（昭和四十四年）の世界経済は、前年に引続いて全般に生産活動が一層拡大し、貿易もまた大幅に伸びた。しかし一面において、数年にわたる経済活動の活況の結果として、

世界的にインフレの進行が目立ち、また、その反映として世界的な高金利状況が現れた。さらに貿易拡大の反面において、国際収支の黒字国と赤字国との格差が、ますます顕著になった。日本と西独が黒字国の代表であり、米・英両国が赤字国の標本であった。そして、こうした状況が進展する過程で、国際通貨不安がしばしば表面化したというのが、六九年世界経済の特色であった。この局面で、「高成長」と「黒字」をあわせて享有していた日本が、西独とともに、世界経済的地歩を高めたのは当然である。同友会はそれを自覚したのである。

第三には、同友会自体における「国際協調」活動の進展である。同友会は昭和三十八年四月、CEDとの共同研究になる『世界経済の中の日本』を共同提案して以来、欧米の協力団体とともに、「東西貿易」に「南北問題」に、意欲的で効果的な国際提言活動を、継続的に展開してきた。その同友会が、自由世界経済の新たな重大局面を前に、「経営者」の国際的責務を一層強く意識したのであった。

同友会はこの四十四年四月の「代表幹事所見」で世界経済の「内面的危機」を警告しただけでなく、欧米の協力団体との共同研究活動を通じて、世界貿易の正常化や東南アジア開発援助に関する問題点の追求と、その打開策の発見に努めた。また、この段階において、とくに注目すべき活動は、CEPEES・ドイツグループとの間の共同研究体制が定着したことであった。

一 「自由世界の新しい前進」に提言

——CED代表を迎えた通常総会——

「代表幹事所見」では、まず「危機に立つ自由世界」の実相が、このように記された。

「戦後二十余年、自由世界は國際協調と自由貿易により、偉大な進歩と繁栄を遂げてきた。しかるに今日、世界的なインフレの脅威と各国間の高金利競争にみられるように、自由世界の発展を大きく阻害する要因が相次いでおり、しかも國際的にも国内的にも、制度・機構が経済社会の構造変化に適應し得ず、硬直化が目立ち、自由世界は大きな内面的危機に直面している」
具体的には、こうである。

「自由世界で進行しつつあるインフレ脅威に対して、今日のごとく高度の相互依存関係の深まった世界経済のもとでは、各国別の対策の如何が、相互の經濟運営に大きく影響を与えることは明らかである。——現に二月（六九年）の英国の公定歩合の引上げが、即座に自己防衛的とも見える金利競争を各国に誘発し、また先頃の米国企業による欧州市場での資本調達は、米国におけるインフレ抑止策を滅殺するのみでなく、欧州における高金利現象を招来するなど、まさに端的にこれを示すものである。また逆に、もし一国がドラスティックな緊縮政策によって、インフレを収束せんとすれば、これが各国に連鎖的に波及し、一国經濟のデフレ化が自由世界全体に及ぶ恐れなしとしない」

そこで、インフレと高金利の世界的なスパイラル現象を打開するためには、「一国の經濟政策」のみでな

く、「国際間の政策協調」が必要である。しかも、それは「民間経済人」の自覚に待つところが多い。

しかし、現実には「世界的な傾向」として、自由経済の活動主体である民間経済界の中に「インフレ・マインド」が広く定着し、高金利時代にあっても投資行動がますます積極化し、国内金融が引締められれば国際的に資本を取り入れてでも拡大を図る、という傾向が見られる。このような企業行動は「世界的スケールでの自由経済の危機を招く導火線」ともなりかねない。しかも、戦後の自由世界を支える発展的秩序の主軸となってきた「ブロンウッズ体制」の動揺という、「制度的疾患」がこれにからみあって、問題を一層深刻なものとしている。

このような時代認識に立って、「所見」は訴えた。

「現在、自由世界は戦後未曾有の難局を迎えつつある。これは前例のない新しい世界的問題であるだけに、政府はもとより民間経済人も、単に自己本位の行動にはしることなく、広く自由世界の発展に思いをいたし、新しい相互理解と協調の道を求め、自由世界の内面的危機の克服という強い時代的要請に応えるべきである」

世界の「民間経済人」は、具体的に、世界経済的視野において、何をなすべきか。「所見」はまず「硬直的な制度・機構の革新」を、次のように求めた。

一、まず国際的な制度・機構の見直しである。米国の指導性のもとに立てられてきた制度・機構は、変化した時代的条件に合わせて再編成する必要がある。とくに差し迫った重大な問題は、国際通貨制度の立て直しである。この点をめぐって各国間で表面化している考え方や利害の対立を再調整して、国際通貨秩序を速かに回復し、自由世界諸国間の不安と懸念を取り去ることが肝要である。各国の経済実力に応じた為替レートの再調整も必要である。

第七章 国際協調の主体的推進

一、次に各国の国内経済制度・機構を、国際的視点で再検討する問題がある。たとえばEECに見られるように、独禁法・会社法・税法のほか市場秩序に関する諸法制などを、一国中心主義から国際的価値尺度に沿ったものに、整備していく必要がある。国内企業の保護立法も、こうした広い視点から見直されなければならないし、逆に、世界市場に挑戦する「世界企業」も、進出国との利害調整を考えて、節度ある企業行動をとらねばならない。

一、第三には、高度に発展する「経済的側面」とにらみ合わせて、「社会的側面」を重視し、経済発展と社会開発が調和していくよう、制度・機構を整える問題である。これまでの経済成長は、量的な国民所得水準の向上にのみはしりすぎ、ややもすれば人間的な諸問題が閑却された嫌いがある。これが今日、世界的繁栄の蔭に社会的緊張を生む素因となっている。ここに改めて現行諸制度を社会開発促進の方向に、検討し直す必要がある。

このような「民間経済人」の世界的視野に立った行動は、国際協調・協力の形において進められてこそ、効果が期待できる。「所見」は、このように指摘する。

「経済人の活動舞台が国際的な広がりを持つに至った今日、民間経済人の間においても、国際的な協調と協力のリングをつくり出し、政府間の関係調整の努力と相呼応した施策を進めなければならない。われわれ民間経済団体は、そうした意味で、国際提携の方途を真剣に検討し、実践するべき責務を担っているといわねばならない」

そして「所見」は、「国際的な新協調時代の推進」を唱えた。「新協調」とあえて表現したのは積極的意味

がある。即ち、戦後の国際協調は、各国間の通商航海条約の締結、あるいは貿易関税交渉などに見られるように、「地域的あるいはバイラテラルな提携・協力を逐次積み上げて、全体的な協調体制を築きあげていく」という方式がとられてきたのに対して、「今日の危機的問題」は、こうした方式では解決できず、「自由先進工業国が一堂に会して、共通の問題意識のもとに、各国の責任分担と役割を同時決定する」という「マルチラテラルな新協調方式」を、採用すべき時期を迎えている——という認識にほかならない。

国際協調の新方式によって「民間経済人」は、どういう課題と取り組むべきか。「所見」は三つの具体的方向を示した。

一、危機打開への積極的参加の促進

日本・米国ならびにEECをはじめとする欧州諸国は、自国の利害にとらわれることなく、広く自由世界を覆っている問題の深刻な本質を理解し、その解決に一致協力した行動をとるべきである。

とくに日本はいまや西独と並んで、外貨準備の手厚い国であるから、国際通貨の安定はもとより、国際収支の黒字国と赤字国間の調整・協力関係に積極的に参加し、進んで自由世界経済の国際的均衡化への一翼を担うことが、必要である。

一、日米協調の新展開

新しい国際協調関係樹立への一つの重要な軸であり、推進力となるのは、日米協調である。アジア太平洋国家としての日本の占める位置から見て、両国関係の在り方は、この地域の平和と安定と将来の発展に重大な影響を与え、ひいては自由世界の運命をも左右しかねない。

第七章 国際協調の主体的推進

一面、日本の目覚ましい台頭と、米国の世界的地位の相対的低下は、両国関係に競争・対立の感を生ぜしめたことは事実である。今後の両国経済関係の交流増進は、いわゆる自由世界のイコール・パートナーとしての相互理解の基盤に立つ、互恵平等主義の新しい分業秩序を築きあげていくことによって、もたらされる。したがって、競争と協調のバランスに基づいた日米貿易拡大の新しい方向が、日米双方によって着実に進められなければならない。

一、アジア開発援助の多角的協調化

米国のポスト・ベトナムにおけるアジア政策変更が伝えられ、また一九七一年以後、英国のスエズ以東からの撤退政策が表明され、近年アジアには、政治的・軍事的・社会的不安が高まっている。

わが国は、アジアの日本としての主導的立場を、とくに自覚しなければならない。当面、アジアに対する米国のオーバー・コミットメントを肩代りすることは、アジア開発援助の立場からも、ドル防衛への協力の意味からも急務である。しかし、もともとアジアの安定・発展は、日本の力だけでは達成されないのので、太平洋国家としての先進諸国を含め、自由世界全体が多角的な国際協力を進めていく必要がある。

最後に「所見」は、「新時代に処する日本の構え」について、(1)構造改革の断行、(2)開放体制に適應する経済法の整備、(3)経済発展の基盤としての人間的諸問題の解決推進、(4)民間経済外交の積極化——の四点をあげたのち、国際協調における日本の基本姿勢を、こう述べた。

「われわれは、あらゆる地域の国際諸関係の推移が、わが国にとって直接・間接の重大な影響を持つことを認識し、とくにアジア太平洋国家としての日本の立場に鑑み、日米関係を基軸に、東南アジアの将来に深い配慮

を致さねばならない。この際、国内における条件整備を急ぎ断行し、オープン・マインドな国際意識のもとに行動を進め、自由経済の進歩への新しい秩序づくりに協力すべきことを、とくに訴える」

この通常総会には、すでに触れたように、米国CEDのピーターセン代表（CED政策審議会副委員長）が、来賓として列席していた。木川田一隆代表幹事は、総会の場でCED代表を前に、必ずしも円滑ではなかった当時の日米経済関係を意識しつつ、前記の「所見」を表明したのである。ピーターセン代表の「特別講演」を記す前に、当時の日米貿易経済関係を顧みれば、こうである。

一、日本の対米貿易は、昭和四十四年には輸出入合計で九十一億ドルに達した。輸出は自動車・電子機器の伸びを中心に、九億ドルふえて五十億ドルになった。伸び率は、前年の三六％には及ばなかったが、なお二二％の高率を保った。輸入は前年より一六％伸びて四十一億ドルであった。貿易収支は九億ドルの黒字で、前年の黒字の六〇％増であった。

一、米国政府は国際収支対策から、先進諸国の貿易障害の撤廃ないし軽減を求める方針を打ち出していた。とくに日本に対しては、今や経済的大国に成長したという観点から、残存輸入制限・非関税障壁の撤廃・資本自由化の進展等を、強く求める態度を示した。具体的には、昭和四十四年五月にスタンス商務長官が来日して、日本側の対応を促すに至った。

一、一方、米国政府は自由貿易堅持の原則を貫きつつも、繊維の対米輸出に関しては、日本側の自主規制を強く要請した。また米国の議会および経済界においても、日本の自由化の遅れとならみ合わせて、繊維その他

第七章 国際協調の主體的推進

対米輸出の増大に対する批判的不満が高まっていた。

このような情勢下におけるCEDピーターセン代表の来日であった。

ピーターセン代表は「日米関係の新課題」と題する講演で、この微妙な局面に対処する日米経済人の構え方について、率直な意見を展開した。彼は日米の貿易経済関係のほか、東南アジア開発援助における日米の立場についても述べた。

ピーターセン代表は、CEDの国際問題委員長でもあり、一九四五年から四七年まで国防総省の占領地域担当次官補を勤め、この間二回にわたり来日、荒廃した東京の土を踏んだ。彼は終戦直後の対日食糧援助問題に努力し、また日本の繊維産業復興のため米棉を供給する取り決めをまとめるなど、日本の戦後復興に尽くすところ多く、それだけに日本を見る眼もきびしかった。彼はまた、ケネディ大統領が「ケネディ・ラウンド」推進に着手したとき、乞われて大統領補佐官としてホワイトハウス入りし、「通商拡大法」の立案に当たったという、国際貿易のエキスパートでもあったのである。

彼は特別講演で、六年前に同友会とCEDとの共同研究の結果として提案された『世界経済の中の日本』を回顧し、そこで言及された政策問題点、即ち、貿易上の差別待遇・通商面での量的規制・直接投資に対する制限・自主規制などの問題が、いまだに未解決で横たわっている点に、まず注意を喚起した。

彼は、本格的自由化を渋っている日本の姿勢を、このように批判した。

「われわれアメリカ人の眼には、どうも日本人自身が、自らの達成した成果を十分に評価していない嫌いが

あるように映じる。いわば「文化的な落差」あるいは「ジェネレーション・ギャップ」が存在するように見える。多くの日本人々の態度は、日本の経済力・財力の現状を反映していない。日本は世界的な大国である。とくに貿易や投資政策の分野において、日本のように輸出への関心が高く、国際競争の面でも目覚ましい成果をおさめてきた国が、なぜGATTの条項に反して量的規制を続け、財貨と資本との自由な交流の上に立つ国際経済の精神にさからって、外国人の直接投資に対する制限を、いまなお後生大事に墨守しているのか、その理由を見出しがたい」

そして、警告的に、このように言った。

「貿易や投資に対する制限の継続は、アメリカ経済界の有力分子を、自由で拘束のない貿易への献身から離反させて、逆に、アメリカ自体の制限措置の施行を求めている集団の力を強める危険があるといえよう。実は、ここに私は相互依存という原理の具体例を見出すのである」

このような観点から、ピーター・セン代表は、「進歩を確保し退歩を防ぐための最善の保証は、自由化の増大を目指し、ケネディ・ラウンドの場を通じて、共同の努力を続けていくことである」と断じた。また、「貿易、財政面でのナシヨナリスティックな制限措置が優位を占めるような事態の到来を許すことにもなれば、大変な時代逆行というべきである」とも述べた。

彼はまた、東南アジアにおける日本の重要な役割を、このように強調した。

「ヨーロッパにおけるアメリカの利害と比較すれば、アジアとくに東南アジアにおけるアメリカのそれは、比較的新しいものである。アジアにおいては、われわれの政策の基盤や実施手段がどのようなものであるべき

かについて、不確かな要素が存在し、それはベトナムでのアメリカの経験の性格によって、さらに拡大されている。このように、われわれが暗中模索している現状であればこそ、貿易をはじめとする経済関係のパートナーとして、またアジアにおける盟邦としての日本との関係を、かくも重視せねばならないのである。

日本が豪州やニュージールランドと手を携えて、アジア地域の出来事に対し、直接的かつ継続的な係わりを持つていくことは、時の勢いでもあり、当然なことだと思ふ」

さらに彼は、日本と中国との関係についても、このように触れ、日本の自由な選択を示唆した。

「日米の協力を論ずるに当たって、ぜひ強調しておきたいことは、私が、戦後日米両国の間に存在していたような古い関係の枠組の中で考えてはいない、という点である。われわれは、新しい日本の世代が成熟を達成し、行動の自主性を勝ち取りたいと望んでいることを、理解もし、共感もしている。日本は世界情勢の中で、自主的かつ建設的な役割を果たす準備を持っている。

このことは、とくに中国との関係において顕著である。日本は、ある程度の行動の自由と、変化をもたらす可能性を持っている。ところが、その可能性はアメリカには開かれていない。日本は中国との係わりにおいて、建設的な関係の道を開く立場にあるが、それは、この地域における安定の増大に資するものであろう」最後に彼は、アジアにおける日米協力の必要を強調して、結論とした。

「かりに日本とアメリカとが、それぞれの狭い立場に閉じこもり、両国がアジアで享受している力と立場とを開発しないことにでもなれば、われわれすべてにとって、破局的な事態になるだろう。しかし、力を合わせさえすれば、法に則った新たな世界的な秩序（システム）をつくりあげ、貿易と投資の拡大を志向する開放経

濟を生みだし、この地域の平和と安定にとって不可欠な、南アジア・東南アジアの経済発展の向上のための相互努力を開始するうえに、深甚かつ恒久的な影響を与えることができるのである」

二 自由と無差別貿易への国際協力

——「非関税障壁問題」で共同提言——

木川田一隆代表幹事が通常総会における「所見」で「国際的な新協調の時代」と謳った昭和四十四年の九月五日、経済同友会は七カ国経済団体の共同提言として『非関税貿易歪曲要因』を発表した。

「非関税貿易障壁」の問題は、先に昭和四十二年六月二十九日ロンドンで、七カ国協力団体の共同研究になる「低所得国に対する貿易政策」が共同提言されたあと、次の共同研究テーマとして決定されたものであった。

このロンドン会議で同友会は、「資本移動の自由化と国際秩序の確立」を次の研究テーマとして提案し、またCEDは「ケネディ・ラウンド以後の貿易政策」を提案した。両案が討議された結果、同友会案は仏・独・伊の三国が関心を示したが、問題が広範に過ぎるということで、CED案をさらに具体化した「ケネディ・ラウンド以後の非関税障壁の除去」が、次のテーマとして採択された、という事情がある。

この案を受け入れた同友会は四十二年八月、次のメンバーからなる研究グループを組織した。

可児孝夫三菱商事常務・土屋研一ジャパンライン常務・藤田亀太郎極東鋼弦コンクリート社長
町田業太兼松江商社長・松尾金蔵日本鋼管専務・三木邦男バイエルンジャパン会長・水沢謙三

二 自由と無差別貿易への国際協力

第七章 国際協調の主体的推進

東京海上火災保険会長

「研究グループ」はまず九月二十七日、通産省の沖田守国際経済部長を招き、「非関税貿易障壁」の実態についてヒアリングを行ない、研究にとりかかった。

「非関税貿易障壁」は、ケネディ・ラウンド（KR）調印後における先進国貿易政策の最も重要な問題であった。この問題が国際的に解決すべき課題として、正式にとりあげられたのは、昭和四十二年秋に開かれた第二十四回GATT総会においてであった。

昭和四十五年度『通商白書』は、非関税貿易障壁（NTB）問題が大きくクローズアップされた国際的背景について、次のように記している。

一、KRの結果、今後新たな関税引下げについて当分期待できないようになったことから、輸入数量制限をはじめとして、国家貿易・国産品愛用制度はもとより、その運用次第では貿易を妨げる要因となる内国税・輸入手続など関税以外の貿易障害が、自由貿易を阻害するものとして、大きく浮かびあがってきた。

一、アメリカが自らの輸出を伸ばし、国際収支の改善を図るという見地から、また、高まりつつある国内の保護主義的動きを抑えるためにも、各国のNTBを厳しく追及する構えを見せている。

一、KRの成果が、発展途上国の関心品目である一次産品に関しては小さかったうえに、UNCTAD（国連貿易開発会議）でも「特惠」の作業が遅れているなど、先進国のNTBについて不満を強めている。

また『通商白書』は、NTB問題解決の困難な理由を、次のように見た。

一、NTBは、その定義自体が不明確であり、各国の通報した NTB も多種多様にのぼっている。

一、輸入数量制限など、明らかに貿易上の効果を目的とした措置は例外であるが、NTBとされている制限のほとんどは、安全・衛生・安全保障など制度本来の目的を持っており、貿易阻害効果があっても、それはその制度の副産物にすぎない場合が多い。

一、関税の場合は、貿易阻害効果の計量化は比較的可能であるが、NTBの場合には測定がきわめて難しい。

このように NTB 問題の解決には困難な内面的事情があったが、昭和四十五年二月の GATT 第二十六回総会では、「一九七〇年中に準備作業を完了し、次回総会において適切な行動の開始を決定することを検討すること」に、各国の合意が得られ、この問題に関する GATT の活動も、ようやく前進のきっかけをつかんだのであった。

同友会など七カ国経済団体が NTB 問題に取り組んだ時期も、GATT の動きと調子を合わせており、しかも明らかに一歩を先んじていた。即ち、七カ国経済団体が「非関税貿易障壁」を共同研究のテーマとして採択した六七年六月は、KR 関税一括引下げ交渉が調印された直後であり、また第二十四回 GATT 総会が NTB 問題を正式にとりあげた同年十一月に先立つこと五カ月、という時点であった。また七カ国経済団体が、この問題に関する共同提言を発表した六九年九月は、前述のように、第二十六回 GATT 総会がこの問題の解決に資する作業を開始することを申し合わせた七〇年二月の五カ月前に当たる。さらに詳しく見れば、GATT の「工業品貿易委員会」は六九年十月ないし十二月に、各国から通報された NTB の諸事例を分類し、その事実解明の作業を終わり、解決策についての具体的検討を始めたのであるが、七カ国経済団体の共同提言は、その直前において、NTB 問題に対する先進国民間経済人の見解を表明したことになる。これは同友会・CED など国際的協力団体の

提言活動の現実性を、明らかに示すものといえよう。

「非関税貿易障壁」が七カ国経済団体に共同研究テーマに取りあげられてから、共同提言として発表されるまでの経過を辿ると、こうである。

昭和四十二年六月に研究テーマが決定した時、問題の複雑さに鑑み、各団体がそれぞれテーマを分担して研究を進め、その成果を持ち寄って共同討議にかける、という方式をとることになった。経済同友会は「輸入制限、とくに数量制限」を担当した。その他の分担は、次の通りであった。

CED (米) || 政府調達政策・国境税調整・輸出補助金

PEP (英) || 国内補助金

CEPE (独) || 関税分類と関税評価

CEPE (仏) || 技術・衛生規則

CEDA (豪) || 加工一次産品

SNS (スウェーデン) || 幹事団体として原案の調整・作成に当たる

幹事団体・SNSは、昭和四十二年十二月ストックホルムで第一回合同会議を、次いで四十三年七月西独ケルンで第二回合同会議を開き、各国団体の研究成果を持ち寄り、検討した。同友会は、これらの会議に、篠田雄次郎上智大学講師を代表として派遣、「輸入数量制限」問題に関する研究の結果の説明に当たらせた。

ケルン合同会議では、各国提出の文書が交換され、それを各団体が持ち帰って検討したうえで、異論がある場

合には、原案調整者であるSNSに送付することになった。同友会では、水沢謙三幹事をはじめ前記研究グループが、テーマごとに分担して研究した結果を九月十一日に取りまとめ、問題点を整理し、これを十月十八日の幹事会で説明、了承を得た。修正意見は英訳して、SNSに送付された。

SNSは、各国団体から送られてきた修正要求を盛りこんだ原案を作成し、十二月中旬に各団体に送付した。各団体は、これを再び検討したうえ、四十四年三月ニューヨークで開かれた第三回合同会議に臨んだ。同友会からは、滞米中の嘉治元郎東京大学教授が代表として出席した。この会議では、第二次原案が作成され、各国団体に送付された。

同友会は四十四年五月の幹事会で、この第二次原案を検討した結果、同友会の修正要求が大幅に取り入れられているので、これを了承、ただ一部問題点についてのみ、「脚注」を付することを要請することとした。

発表の時期は幹事団体・SNSに一任されたが、四十四年九月五日に各国提携団体の連名で発表するに及んだのである。

「非関税貿易障壁」(NTB)の定義は、国際的にはまだ確立していなかった。一般的には、貿易を縮小させる措置を意味するが、七団体共同研究の対象には、輸出補助金のように、貿易量を増大させることにはなるが貿易の正常な流れを歪めるものも、重要項目として入っていた。そのため共同提言の題名には、とくに表現を考えた結果、「非関税貿易歪曲要因」(ノンタリフ・ディストーション)という言葉が当てられたのである。

「提言」は、問題の重要性を、このように指摘した。

二 自由と無差別貿易への国際協力

「國際貿易上の非關稅貿易歪曲要因は、より大きな問題の一側面にすぎない。即ち、そのより大きな問題というのは、諸國家間の經濟的相互依存關係が高まりつつある一方、それぞれの國が自國の經濟諸目標を追求しようとする努力に、各國政府がより積極的に介入するようになってきており、その間の矛盾が増大してきているという問題である。

國家間の經濟的相互依存關係が深まったということは、一國の國家的目標を實現するために採用される措置が、他の諸國に直接的で、しかも大きな影響を及ぼすことが、しばしばあるということを意味する。西歐の地域的統合グループの加盟國にあつては、とくにそうである。

にも拘らず、工業國全般に生じているこうした政策上の相克には、これまでのところ、ほとんど注意が払われていないし、問題を解決するのに適した制度的枠組も存在していない」

次に「提言」は、この問題の取扱いの困難さと、その克服の方向について、次のように述べた。

一、一國の政府が、貿易を歪めることになるかも知れぬ國內措置を採る場合には、やむを得ない經濟的・社会的理由によることもある。これに対するこれまでの一般的な態度は、これは専ら國內的利害に係わることで、他の國には無關係である、というものであった。しかし今や、このような政策を真向から非とすることは論外としても、各國間の相互依存性が強まるにつれて、この問題も國際的な交渉や、できれば國際的な規制の対象とすべきだと考えられるようになってきた。とくに輸入數量制限のような問題については、強い態度をとることに對する反對は少ないであらう。

一、大部分の非關稅貿易歪曲要因に關しては、國際協定を締結するのは困難であつて、それには、いくつかの

理由がある。第一に、そのような協定は、国内の諸問題を処理する政府の機能を制限することになるという理由で、政府が反対するであろう。それに、非関税貿易歪曲要因の多くは、その分類すら困難であって、それを量的に見きわめることは、事実上不可能である。これらのことが、問題の認識や、改善のための交渉や協定の実現にとって、妨げとなる。

一、この歪曲要因の場合には、各国の譲許をバランスさせることが困難である。このために多くの場合、広い分野にわたる検討と交渉が必要となる。ある場合には、相互間における全く別種の歪曲要因の譲歩によって、バランスがとられねばならないというケースもあり得る。

一、どの国の政府としても、他の国の政府が同様の行動をとりつつあるとの保証がない限り、歪曲要因を大幅に取り除く気になれないのは明らかである。したがって、これを大幅に減少させるためには、国際的な交渉と協定とが必要であるばかりでなく、その協定の実施・履行においても、各国の協力を必要とする。

一、非関税貿易歪曲要因の多くは、それらを断片的に取りあげて交渉の対象とすることは出来ない。というのは、どの国にしても、より広範な経済的・社会的諸問題を考慮せずに、これらの問題を交渉することは出来ないからである。それ故に、歪曲要因を、一般的なものと個別的なものに區別して考える必要がある。

「提言」は、その「序論」を次のように、印象的な言葉で結んでいる。

「国際貿易を歪める政策手段がより詳細に検討され、やがては規制されるようになってくると、各国政府は国際収支上の目的のみならず、社会政策上の目的も達成できるような、無差別的な措置を見出すことが出来るであろう。例えば、健全な労働市場政策によって、競争力のない産業部門から、競争力のある部門の新しい職

業に、労働者が容易に移動できるようになれば、保護主義の根本原因を除去し、したがって、数多くの非関税障壁を除去するのに役立つであろう」

「提言」は、G A T Tの役割について、このように「勧告」した。

「非関税貿易歪曲要因を検討すべき国際的な場合はG A T Tであるべきであろうし、事実G A T Tにおいて、すでに、この問題に関する作業が進められている。われわれはG A T T規定を、非関税貿易歪曲要因に関する一般原則についての別個の協定を含むように改訂すべきであり、また、その協定には、われわれの勧告の内容を反映すべきであると勧告する。また、過渡期間においては、G A T T総会の決議により、非関税貿易歪曲要因を早急に軽減もしくは撤廃すべきである。またG A T Tは、特定の非関税貿易歪曲要因除去のための交渉の場となるべきである」

「提言」は次に、主たる非関税貿易歪曲要因の各項目について、G A T Tあるいはその加盟国に対して「勧告」した。経済同友会が分担して、原案作成に大きく寄与した「輸入数量制限」については、このように記した。

「輸入数量制限とは、輸入量もしくは輸入額に対する直接的かつ完全な制限をいう。それ故、輸入数量制限は非関税貿易障壁の中で最も判別しやすいものである。それは国内市場と国際市場を分断するものであり、選択の幅を大いに制限し、しかも輸入する特権を獲得したものは勞せずして利益を得ることが多い。このような理由から、輸入数量制限を撤廃しようとする措置が優先的に取り上げられてきたのも、当然であった。

輸入数量制限の中には、グローバルなものもあるし、少数の国だけを対象とする差別的なものもある。また、このような輸入制限を課する代りに、輸出の自主規制を強制する国もある。輸入数量制限は、戦争直後の

時期と比較すると大いに減少したものの、農産物や軽工業品の分野では、まだかなりのものが残されている。しかも最近では、それ以外の分野においても、輸入数量制限と輸出の自主規制が増加した。

現存する制限措置を即時撤廃するならば、現在保護を受けている産業を混乱させることになる。しかしながら、ある一定の期限までにすべての制限を撤廃するように、そして必要に応じては政府も補助することにして、変化しつつある新しい諸条件に国内の産業構造を適応させる計画を作成し、制限を撤廃するまで一歩一歩、計画を実施することも可能である。もし即時撤廃が不可能であると思われるならば、現在このような制限を課している国は、その撤廃計画を作成すべきである。また、これらの国は過渡的措置として、毎年その輸入割当の枠を拡大すべきである。

数カ国のみを対象とする差別的輸入制限は、自由化というGATTの要請に反するばかりでなく、無差別というGATTの原則にも違反するのである。差別的輸入数量制限は、出来るだけ速かに撤廃されるべきである。保護手段として輸入数量制限を用いることを、GATTが禁止していることを再認識すべきである。さらに、この禁止条項は、近年増大してきた輸出の自主規制にも及ぶべきである。

輸入割当は、それを課している国の一時的補助金によって、代替することもできよう。そうすれば、補助金は国の予算にも示されるから、目に見えるものとなり、したがって、減少させることも、それだけ容易であり、やがて撤廃することもできよう。

GATTは、『新たな輸入数量制限を課すべきでなく、また現存のものを拡大したり強化したりすべきではない』とする国際協定を、緊急に締結するよう努めるべきである。GATTはまた、先進国が国際収支の均衡

を回復する手段として輸入数量制限を用いていることを、問題解決のための他のすべての手段が十分に考慮された場合を除いては、もはや認めるべきではない。これらの制限措置は、国内産業の一時的保護措置となり、市場のメカニズムと資源の最適配分の機能を、著しく阻害するものである」

「提言」は、その他の「非関税貿易歪曲要因」——即ち、「関税分類と関税評価」「政府調達」「ダンピング防規則」「国境税調整」「輸出信用補助金」「国内補助金および租税」「技術的および衛生上の規則」——についても、現実的立場からの適切な「勧告」を行なった。

「提言」は最後に、以上のような「勧告」内容を具体化するための「交渉手続」についても、効果的な配慮を示した。即ち、他のどの国際機関よりも、GATTが交渉の場として最も適当であるとし、GATTに対して、次のような「勧告」をした。

一、GATTは関税引下げ交渉と、その合意を実施する面で成功してきた国際機関であるから、他のあらゆる国際機関よりも大きな利点を有している。さらにGATTは、すでに輸入数量制限やダンピング防止などの非関税障壁についての規定も含んでいるし、最近のKRでは、この分野におけるいくつかの問題についても、交渉を行なっている。

一、GATTは非関税貿易歪曲要因を記録・分類および定義する努力を拡充し、率先してその影響を評価する作業を進めるべきである。

一、GATTの場において、非関税歪曲要因に関する前向きな交渉を進める場合には、まずその手始めとして、交渉を実施する際の基礎となる大筋の諸原則について、各国が合意することが肝要である。その原則の

一つは、関税の場合と同様に、すべての当事国に対して最恵国待遇を保証することである。

一、交渉に参加しようとする政府は、自国の立場を有利にするために、交渉が開始される前に、新たな非関税歪曲措置を追加的に設けようという気になるであろうから、当事国の合意によって、締め切り期限を定め、それ以後に導入された新たな非関税歪曲要因に対しては、他の政府が対抗措置をとる権限を与えるようにすべきである。

一、GATTは、いかなる措置の交渉を優先的に進めるかについての基準を確立するよう努力すべきであるし、また、優先度の高い問題についての交渉を、積極的に推進すべきである。

GATTは、その情報機能と統計作業を通じて、交渉が成功するための基盤を築くべきである。

この共同研究に参加した同友会としては、日本に直接関係のある重要かつ複雑な貿易上の問題について、各国固有の事情をも反映する考え方を参照しつつ、問題の正しい理解の仕方を、広く国際的規模の立場から学びとり、あわせて日本の考え方を国際的討議の場にも上らせることが出来たわけである。

この現実的必要性に応えた「共同提言」は、各国で大きな反響を呼んだ。たとえば米国では、有力新聞が「この政策提言は保護主義者の主張に一撃を加えるものである」と評した。また、ニューヨーク・タイムズは、「この提言は、米国の保護主義者たちが圧力をかけている繊維の自主規制問題に対して、日本政府が交渉する際の非常によい材料となるだろう」と記した。

三 「東南アジア開発援助」に共同提言

——「南北問題」への国際的挑戦（その3）——

経済同友会は、協力団体である米国CEDおよび豪州CEDAとともに、『東南アジアの開発援助』についての共同研究を、昭和四十三年春から開始し、二年数カ月後の四十五年七月二十八日、これを「国際共同提言」として同時発表した。

この研究が意欲的に取りあげられたのには、次のような主体的・客観的な動機があったのである。

一、昭和四十二年六月に七カ国協力団体による共同提言『低所得国に対する貿易政策』が発表され、発展途上国との間の経済問題につき提案されたが、それは欧州の協力団体が主導性を持ったものだけに、アフリカ・中近東との関係を前提としたものとなり、「東南アジア問題」は強く意識されなかった。

一、これより先、同友会はCEDおよびCEDAと「東南アジア経済開発」問題を共同研究したが、CEDはオブザーバー的な立場で臨み、討議は主として日豪間で行なわれた。したがって共同提言も日豪だけが参加し、それも連名の形式をとらず、日豪経済団体が独自の「提言」を適当な時期に発表することになった。同友会の「提言」は昭和四十一年十一月二十一日に発表された。

一、同友会は「東南アジア問題」を日・米・豪の三カ国経済団体の間で、積極的・本格的に共同討議して「共同提言」に持ち込む意図を強く抱いていた。あたかも昭和四十二年一月初頭、「毎日新聞」の企画で、同友会およびCEDの両首脳が年頭所感を交換し、その往復書簡が紙上に掲載された。それは「太平洋経済圏」

構想を、日米両国の経済団体が意欲的に盛りあげる内容のものであった。また、それは「東南アジア開発援助」を日・米・豪三国間で共同討議しようという空気を喚起するのに効果があった。

一、客観情勢としては、昭和四十二年十月に開かれた「アルジェ会議」で発展途上国が、貿易と開発についての先進国に対する要求を盛り込んだ「アルジェ憲章」を採択し、四十三年二月に開かれる第二回UNCTAD（国連貿易開発会議）を前に氣勢をあげている、という事情があり、先進国間の注目をひいていた。

このような動機を踏まえ、また情勢の進展する過程で、四十二年七月、水上達三幹事と山下静一専務理事はニューヨークのCEDを訪問し、三団体による共同討議の実現への足がかりをつけた。続いて十一月ニューヨークで、岩佐凱實幹事と山下専務理事がCED幹部との間に予備会議を開き、具体的に話を進めた。

(一) 経済同友会が原案を作成

経済同友会は、この国際共同研究において、はじめて幹事団体を引受け、原案の作成を担当したほか、主導的立場で行動したのであった。

「共同研究」は、日・米・豪の三団体それぞれが専門家による予備研究を先行させることとなった。原案作成に当たる同友会の研究が進んだ段階で、四十三年三月二十八、九の両日東京で三団体専門家の会合が開かれた。CED側からは、コロンビア大学のブロー教授（国際経済）およびウィスコンシン大学のポールドウィン教授（発展途上国問題）が出席した。同友会の専門家グループは、逸見謙三東京大学助教授、広野良吉成蹊大学助教授、藤永誠一日本興業銀行外国部副部長のほか、同友会から早川良明・韭沢嘉雄両事務局次長が加わった。

三 「東南アジア開発援助」に共同提言

第七章 国際協調の主體的推進

同友会の専門家グループは、前記三団体専門家会議の意見をもとに、原案の作成を進めた。原案は約半年の検討の結果まとめ、九月の幹事会で了承を得た。内容は、(1)東南アジア開発援助の目的と日・米・豪の立場、(2)東南アジアの経済開発—その現状・特徴および問題点、(3)東南アジア開発政策の評価、(4)東南アジア開発援助の効率を高める方策——の四章からなっていた。

同友会は直ちに、この原案を米・豪両団体に送付、検討を求めた。CEDは四十四年二月、同友会案を検討したうえで独自の見解を織り込んだCED試案を作成した。

共同討議のための「第一回合同会議」は、昭和四十四年四月二十一、二両日、東京プリンスホテルで開かれた。CED側から、ピーターセン政審副委員長、ビービー東南アジア開発問題小委員会委員長ら九名、CEDA側から、ウィルソン首席経済顧問ら三名が、それぞれ出席した。同友会側の代表は、木川田一隆代表幹事をはじめ原純夫・岩佐凱實・石川六郎・河上健次郎・北裏喜一郎、木場貞壽・水上達三・森永貞一郎・中山素平の各幹事、山下静一専務理事の十一名で、別に前記の「専門家グループ」五名が、適宜加わった。会議は同友会案の検討を中心とした。活発な討議の結果、「共同提案」の基本的立場として、次の諸点が確認され、その後の検討への基本姿勢として合意された。

一、東南アジアの開発は、自由世界の安定と発展にとってきわめて重要であり、この地域に地理的に近い日・米・豪三国の責任は、とくに大きい。

一、東南アジア開発のために、内外の諸資源を効率的に使用する必要があり、これによって経済面だけでな

く、政治的・社会的に成熟した社会を目標にしなければ、バランスのとれた開発は望まれない。

一、東南アジア開発のために、海外の諸資源を導入する場合、民間企業の役割を重視して、民間企業の持つ知識・経験・熱意、それに効率性を開発協力の中でいかに活かすかを中心に検討する。

一、開発を効果的に進めるには、援助国・開発途上国内部の、民間部門と公共部門の協力が不可欠であるばかりでなく、援助国相互間・開発途上国相互間、さらには援助国と開発途上国との間の多角的協力と調整が、不可欠である。

また、これらの諸点を具体化するために、東南アジア開発援助のための新しい国際機関設立の可能性を検討することも、合意されたのである。

「第二回合同会議」は九月二十三、四の両日ニューヨークのCED会議室で開かれた。

この会議にそなえて、同友会は「第二次原案」を用意した。それは「第一次原案」と「CED案」を総合し、さらに「第一回合同会議」で示された意見をも反映させて、作成したものであった。

「ニューヨーク会議」には、同友会側から木川田代表幹事はじめ、岩佐・石川・北裏・長谷川（周重）・檜山・水上・森永の各幹事と山下専務理事の九名のほか、アドバイザーとして、前記の逸見・広野両氏からなる専門家グループが参加した。CED側からは、ストーク会長・ビービー委員長ら九名の代表と八名の専門家が、またCEDA側からは、ギブソン副会長ら四名の代表が出席した。

この会議では、(1)東南アジア援助における先進国間の分担、(2)既存の援助機関の評価と新しい国際機関設立の

第七章 国際協調の主体的推進

適否、(3)東南アジア経済自立のための開発戦略、とくに輸出促進の問題、(4)民生安定ならびに人口問題、(5)合併企業——などの問題をめぐって、活発な討議が展開された。この結果、同友会が作成した「第二次原案」は、「基本的態度」ならびに十項目の「勧告」案のすべてにわたって、包括的支持を得ることが出来た。

この会議では、改めて次の諸点について、基本的合意が確認された。

一、援助目標額を当座は国民所得の1%に置き、国際収支の状況をにらみ、弾力的に考える。

一、開発戦略を東南アジア諸国の強力な国民経済の形成、開発努力への国民大衆の参加に置くが、大規模企業の育成にも十分な注意を払う。

一、東南アジア諸国からの輸出促進、とくに労働集約的な製品・半製品の輸出促進に十分な考慮を払い、このために先進国市場の開放を推進する。

一、東南アジア諸国の差異に注目し、域内の連携強化の具体化に努める。

一、東南アジアへの民間投資の促進に際しては、この国々が先進国に対して持っている恐怖感に十分な配慮を払い、また利潤送金に関しては、国際収支情況の悪い国に対して特別の考慮を払う。

一、人口問題と家族計画に関しては、単なる技術援助以上の援助を与える。

一、農業の開発に際しては、七〇年代に予想される米の過剰問題に、十分な考慮を払う。

一、先進国間で、東南アジア援助問題に関して、政府間・民間レベルのコンフロンテーションの具体化に努める。

なお東南アジア援助のための国際新機関の設立の可否については、時期尚早とする同友会の意見に、米・豪両

国団体が同意した。

「ニューヨーク会議」の合意に沿って、同友会は四十五年三月九、十の両日、タイ国バンコックのサイアム・インターコンチネンタルホテルで、「第三回合同会議」を開いた。これは三カ国の「共同提言」案に対する東南アジア諸国の意見を聞くことを目的とした会議であった。開催地タイ国から中央銀行総裁プイ博士ほか二名が出席したほか、インドネシア・マレーシア・フィリピン・南ベトナムから各一名、ほかにアジア開発銀行とエカフニ代表が各一名、合わせて九名の代表が参加した。また主催者側からは、同友会から長谷川周重副代表幹事・北裏喜一郎経済協力委員長・河上健次郎幹事のほか、逸見・広野の両専門家グループが参加した。CEDはニール事務総長・コロンビア大学のブロー教授などを出席させた。この会議では、(1)雇用問題、(2)都市化問題、(3)開発途上国と先進国・国際機関の調整問題、(4)公共部門と民間部門の援助方策——などを討議した。

この「合同会議」で示された東南アジア諸国の見解を整理して、北裏経済協力委員長は三月の幹事会で、次のように報告した。

〔援助と民間投資の質について〕

援助・民間投資は長期的視点を失わないでほしい。たとえば資源開発は現地住民の生活水準の向上に役立つものであることが望ましく、森林資源の伐採は植林と平行的に進めてほしい。

援助・民間投資の量的拡大は歓迎するが、事前調査を十分にして、効率的に進めてほしい。

第七章 国際協調の主体的推進

東南アジア諸国のサービス産業、とくに観光事業のポテンシャルは大きいので、この面への協力も期待したい。

〔雇用と教育について〕

雇用の増進こそ、生活水準の向上にも政治的安定にも直結する。この意味で、インフラストラクチャーに対する投資は、経済的效果はすぐ出ないにしても、雇用を高め購買力を増進し、ひいては税収を増加させるほどの効果は大きい。

他方、スキルド・レイバー、とくにブルーカラーの不足は深刻である。このためには、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの方が職業教育よりも、資金的負担が少く、効果は大きい。この面への先進国の協力、とくに民間企業の配意に期待したい。

〔人口問題について〕

人口増加抑制のための家族計画に、国際的協力が必要である。

〔農業開発について〕

「緑の革命」(グリーン・レボリューション)によって、米の市場が東南アジア諸国にとって重要問題になっている。先進国の米作対策の確立を望みたい。

東南アジアの発展には、健全な農村の存在が不可欠である。農村教育のためにも、オン・ザ・ジョブ・トレーニングが効率的なので、協力されたい。東南アジア諸国の都市化現象を順調に進めるためにも、農村の福祉を高める必要がある。

〔東南アジアの地域協力について〕

東南アジア諸国を結ぶ横断的組織は数多く出来ているが、政府間の関係は必ずしも満足できない。地域協力を具体的に進めるには、たとえば自動車産業などで、地域内分業を確立して、市場と貿易の拡大、関税率の一本化などを、特定部門ごとに積み重ねていくのが効果的である。

また北裏委員長は、東南アジア諸国から日本への要望・批判をまとめて、次の諸点に対する反省を求めた。

一、自分たちは日本から、いろいろなものを輸入しているのに、日本は東南アジアの第一次産品を閉め出している。

一、インドネシアの場合、日本の産業人はインドネシア政府のライセンス獲得に全力をあげているが、現地産業人との接触が少い。現地産業人の育成のためにも、もっと交流を深めてほしい。

一、日本人はゴルフ・買物・会合でも自分たちだけが集まりすぎて、現地人とのヒューマン・アプローチが足りない。

一、日本の進出企業同士の競争が激しく、生産能力・供給能力が過剰になっているケースも見られる。

東南アジア諸国代表を交えての「合同会議」のあと、三カ国の専門家グループが「共同提言」案を検討の結果、表現上のトーンやウエイトを調整する必要はあっても、「勧告」部分の内容には変更を加える必要はない、との結論に達したことを、北裏委員長は報告した。北裏委員長は最後に、タイ国のプイ代表の次の言葉を紹介した。

「われわれは、ディベロップド・カントリーと、ディベロッピング・カントリーの代表として会議に臨んだ

三 「東南アジア開発援助」に共同提言

が、おたがいに、ディベロップド・ピープルとして意見を交換することが出来た」
味わうべき一言である。

(二) 周到・広範な「提言」内容

日・米・豪三カ国経済団体による共同提言『東南アジアの開発援助』は、昭和四十五年七月二十八日、三カ国で同時に発表された。

「提言」の目的は、「東南アジア諸国の経済・社会開発に対し、先進諸国がどのような役割を果たし得るかを明らかにする」にあり、とくに「援助を供与する先進国ならびに東南アジア援助受入れ国間の双方において、諸政策面で、より効果的な調整が必要である」ことが強調された。

「東南アジア」として「提言」が対象にしているのは、ビルマ・タイ・ラオス・カンボジア・ベトナム・マレーシア・シンガポール・インドネシアおよびフィリピンからなる地域であり、これらの地域は、外部からの少なからぬ援助なしには、自立的発展段階に達することができないという点で共通しているのである。

三カ国経済団体は、なぜ、この地域の問題を取りあげたか。「提言」は、こういう。

「今後の東南アジアの福祉と安定に関心を寄せている先進国は、これら三カ国に限られるものではないが、少くとも三カ国は、その地理的位置・貿易構造および東南アジアの平和と繁栄に対する貢献度などを考えた場合、この地域の発展には特別の責務を負っており、また、それを自覚することが必要である」
開発援助の「基本原則」は、次のように設定された。

- 一、インフラストラクチャー・農業・工業などに利用できる投資資金を増やす。
- 一、輸出が十分でないために大部分の低所得国が直面している外貨不足を緩和する必要がある。
- 一、政府ならびに民間資金の流入には技術援助の伴うことが望ましい。それによって援助国と受入れ国が共通の知識を分かちあうことになり、資源利用の効率を高めることができる。
- 一、援助供与国と受入れ国との間に共通の利害関係が確立されれば、国内の経済政策や企画立案過程の改善が図られることになる。

「提言」は先進国による開発援助の理由を、次のように理念的に謳っている。

「一方に人道主義的考え方があって、人類はみな大家族の一員であり、強くて豊かな者は、弱い者・貧しい者に対する責任を負うべきだとする。他方、どの国にもある最も広い意味での経済的利己心というものが関係する場合もある。一般に健全な経済開発は、生産の増大と効率化、供給資源の増大、市場の拡大などをもたらすから、発展途上国だけでなく、他の諸国の福祉をも増進する。政治的・社会的な面では、すべての国の国民が生活水準や教育や価値の向上に向かっていている世界は、大きな不平等と無知とが存在する世界よりも、はるかに安定するものと信じられている」

このような理由に発する開発援助は、次のような基本的態度によって進められるべきである。

一、従来は、援助供与国の狭い経済的・政治的利己主義の促進が重視される傾向が強く、受入れ国の国民に対する人道主義的関心は後退しやすかった。重要なのは、発展途上国の利益を重視する態度であって、供与国の利益は途上国の経済開発そのものから得られるところに待つべきである。

三 「東南アジア開発援助」に共同提言

第七章 国際協調の主体的推進

一、この目的を達成するには、先進国は、途上国が強靱な国民国家を形成し、また自立的国民経済を確立できるように援助を、多方面にわたって供与すべきである。このような努力は、ダイナミックな経済成長の招来という長期的展望に立つて行なわれる必要がある、また域内の建設的な国際協力の可能性を十分考えたうえで、進められるべきである。

一、日・米・豪その他の先進諸国は、開発援助を増大させ、とくに「第二次開発の十年」においては、東南アジアに対する自国諸資源の流入増大を目的とすべきである。また各種の国際機関も、資金その他の資源を、これまで以上に流入すべきである。

一、開発援助の基盤をひろげ、資源流入の総量の増大を図る一手段として、東南アジア諸国も先進国も、この地域に対する民間資源、とくに生産ならびに販売施設に対する直接民間投資の流入を促進すべきである。

先進国の投資家は、受入れ国の利益と感受性とに十分な配慮を払うべきである。他方、受入れ国も先進国からの民間投資を誘引できるような政策を進めるべきである。

一、発展途上国が開発能力を十分に発揮できるようにするためには、先進国は、東南アジア諸国の工業製品・一次産品の輸入に対する現存の障壁を引下げていかねばならない。われわれ三カ国にとっては、このことは工業・農業の双方において国内生産構造の適切な調整を促進していくことをも包含する。

一、域外からの資源の最適流入量を確保し、また援助の効率化を図っていくためには、開発援助努力の計画・実行の両段階において調整・総合するメカニズムの拡大強化が必要である。

「提言」は、「開発促進のための基本的条件」として、(1)人的資源と労働力、(2)経済的社会的インフラストラ

クチュアの整備、(3)総資本形成、(4)外貨と海外技術の流入、(5)開発政策・行政技術の問題、(6)経済開発の戦略、(7)域内協力と調整——の諸点を挙げ、それぞれの分野において、適切・克明な考察をめぐらし、また実際の施策の方向を示した。

「提言」は最後に、「援助国と国際機関に対する勧告」を掲げている。その骨子は次のようなものであった。

〔政府・民間援助の総量〕

先進諸国は、その年間開発援助総額を速かに国民所得の1%まで引上げ、さらに長期的にはGNPの1%にすべきである。

〔政府資金援助〕

われわれは、主要援助国の東南アジアに対する二国間政府援助の条件を、大幅に緩和すべきであると勧告する。また、援助のうち、贈与あるいは低利かつ長期の返済期間と据置期間とを有する準贈与的借款を増やしていくべきである。さらに、援助の重点を、特定の狭いプロジェクトに対する融資から、策定された開発プログラムへの融資に移していくとともに、アンタイドの政府援助を、援助総額の増加率より高い比率で増加させていくべきである。

〔政府の開発努力の調整〕

援助供与国と多数国機関は、受入れ国による効果的調整を容易にするような方式で、援助活動を編成・実施すべく、努力すべきである。このために日・米・豪の経済政策・援助政策の最高担当者による定期会議を設置することを考えるべきである。また適切な時期に、カナダ・ニュージーランドをはじめ、この地域に関心のある

第七章 国際協調の主体的推進

その他の国や国際援助機関をも招き、検討に参加させるべきである。

一方、開発プログラムと外部資金の利用を相互に評価する機関が、域内諸国自身によって設立されるべきことを勧告する。

〔技術援助〕

先進国は、とくに教育・職業訓練・保健・家族計画などの面で、技術援助を拡大し、もって東南アジア諸国が利用できる国内外資源の効率的運用を高めるべきであると勧告する。さらにまた、先進国と発展途上国が協力して、資本協力と技術協力とを、個々のプロジェクトごとに一層調整していくように努めることを勧告する。直接投資を行なう民間企業は、技術訓練の機会を向上改善していくことを要請する。

〔民間投資の促進〕

先進国とくに日・米・豪は、東南アジアに対する民間資金の流入、とくに民間直接投資を促進することを勧告する。このために先進国は、政府手続きの簡素化、投資関係規則の緩和、接收・兌換停止・戦争・内乱などの危険に対し二国間ないし多国間ベースでの保護などの措置を講ずべきである。

〔貿易政策〕

輸出の拡大は成長の強力な原動力であるから、先進国は東南アジア諸国の産品に自国市場を開放して、この地域の開発を促進するよう一段と努力すべきである。

この面における各種の問題点については、一九六七年に七カ国協力団体が発表した政策提言『低所得国に対する貿易政策』の中で論じている。

四 「日独合同会議」の定着

——「大國主義」後退への対応——

經濟同友会は昭和四十三年十一月四、五の両日、西独デュッセルドルフで、CEPE S・ドイツグループとの間に、初の「日独合同會議」を開いたが、その際、今後はこれを定着させ、毎年テーマを定めて共同討議のうえ、「合同會議」の共同声明を出す、という方式をとることに合意した。

日独兩經濟団体の積極的な接觸は、昭和四十二年十二月ストックホルムに「非關稅貿易障壁」問題についての七カ國國際合同會議が開かれた時に始まる。この會議には同友會側を代表して、上智大學の篠田雄次郎講師が派遣されたが、その意義について、木川田一隆代表幹事は、幹事会の席上、このように語った。

「ドイツ産業界の代表が先般来日した際、とくに會見を求めて、非關稅障壁問題、東南アジア開發問題を含む日独の協調關係を要請した。篠田講師を今回の國際會議に派遣したことによって、この面にも新しい發展の芽が生まれてくることを期待している」

篠田講師はストックホルム會議終了後、木川田代表幹事の意図にそって、ドイツCEPE Sとの接觸を深め、「日独合同會議」への予備工作を行なったのであった。

折柄、米国の「輸入課徵金問題」が持ちあがった。ジョンソン米大統領が打ち出した「ドル防衛策」の一環と

して、「輸入課徴金制度」を採用する意思が表明されたのである。CEDも参加する「非関税貿易障壁問題」の共同研究が進行している矢先の事として、木川田代表幹事は、これを黙視できず、三月七日（昭和四十三年）CEDのワールド会長あて、次の電報を打つとともに、ドイツCEPEESにも同じ趣旨の電報を寄せて賛同を求めたのであった。

「われわれは、米国政府が輸入課徴金など制限的な貿易措置の採用を検討中との報道に深く憂慮している。この種の措置は次の理由から、好ましくないと考える。

一、戦後自由社会発展のため率先して自由貿易主義を推進してきた米国が、その基本精神に逆行する方策をとることは、ケネディ・ラウンド交渉の貴重な成果を著しく減殺し、世界経済の発展を阻害する。

一、この種の措置は、他国の対抗措置の悪循環と、世界貿易の縮小を招くおそれがあり、ひいては世界の協調精神を失わせる。

われわれはドル防衛の重大性も十分認識しているが、この種の問題の解決には、米国自身の努力は勿論、自由諸国全体の協力が必要である。

われわれは貴団体が貴国政府に、このような貿易制限措置に訴えることを再考し、国際協調の見地に立つて、世界貿易拡大政策の実施の中でドルの安定化を図るよう、働きかけることを期待する」

これに対して、CEDからコリヤード政策委員長・ピーターセン国際問題副委員長の連名で、基本的には同意見である旨の返信が木川田代表幹事に寄せられた。一方、CEPEESのパウアー代表幹事からは、同友会の提唱に応えてCEPEESからも、CEDのニール専務理事あて、同じ趣旨の書簡を送った旨、返信があった。

これは日独両経済団体が、共通の問題に関して共同歩調をとることによって、自由世界の発展に寄与しようと試みた最初の具体的行動であった。

(一) 保護主義的傾向との対決を

——「第一回合同会議」——

「第一回日独合同会議」の開催決定を報告した昭和四十三年十月の幹事会で、木川田一隆代表幹事は、会議の趣旨を次のように説明、了承を求めた。

「ヨーロッパにEECを中心とする巨大な経済圏が形成され、アメリカの世界経済に対するリーダーシップが退潮し、また東洋においても日本が抬頭するといった構造変化が、自由主義圏の中で進行している。

このような第二段階を迎えた自由主義世界の繁栄と発展のために、自由主義国はいかに対処すべきかについて、民間経済人共通の立場から考えようというのである。即ち、自由世界の新しい秩序形成と国際協調の問題について、ドイツCEPEESと意見を交換して認識を深める。また、日独の企業間における緊密な経済協力の具体的な方策を討議する」

また木川田代表幹事は、将来はCEDを加えて、三者構成による共通問題討議の場をつくりたい、との展望をも示した。

「第一回日独合同会議」は、前記のように昭和四十三年十一月四、五の両日、西独デュッセルドルフのライニ

四 「日独合同会議」の定着

第七章 国際協調の主体的推進

ツシェ・ジロツェントラーレ銀行の特別会議室で開催された。西独側からメンネCEPES副代表幹事、リップェルト教授ほか十七名が出席、日本側からは团长・木川田一隆代表幹事、团长代理・中山素平幹事のほか、団員として、河野文彦・二宮善基・日向方斎・太田剛・三木邦男の各幹事および山下専務理事の八名が参加した。

会議のテーマは、「第二ラウンドを迎えた自由世界の基本方向と日独の国際協調のあり方」である。メンネ博士を議長に、リップェルト教授を副議長に選んで、討議が進められた。

討議では、木川田代表が「今日の世界における日本とドイツ」と題する「基調演説」を行なった。

まず「自由世界における大国主義の後退とそれに伴う諸変化」について取りあげられ、「変化」の態様が、(1) 国際的多極化の現象、(2) リージョナリズムの現象、(3) 国際的企業の増大、の三点で捉えられた。

「国際的企業の増大」について、木川田代表は、こう述べた。

「国際的舞台で活躍する企業が目立ってくるとともに、これら国境をこえた経済活動が円滑に推進されているために、各国の法制・制度・慣行の国際的統一化が望まれるのは、理の当然である。同時に、国際的企業の行動は、進出国の利益との調和、あるいは産業秩序の尊重など、新しい企業節度に立脚した行動原理の確立を求められているのである」

木川田代表は次に「新段階を迎えた発展するEEC」および「日本経済の台頭」について見解を示したのち、「自由世界の課題と日独の時代的使命」に及んだ。ここでは、「今後の日独が取り組むべき課題」として、次の六

項目が掲げられた。

一、米英の準備通貨国としての地位の変化に伴って、日独両国は、新しい国際通貨体制の確立に向かって、積極的努力を進めねばならない。

一、日独両国は、太平洋国家ならびにEEC国家としての立場において、ケネディ・ラウンド後の新しい第二段階のグローバルな貿易・通商の拡大に向かって、自由世界全体の発展のために、共同の努力を進めねばならない。

一、国際通貨危機以来、低調に推移してきた低開発国援助政策において、日独両国が示した実績が自由世界にとって重大な価値があることを再確認しながら、さらに自由世界の発展のため、全体的見地から援助効率を高める方法について、共通の努力を進めねばならない。

一、自由世界の先進工業国にとって、ますます緊要な国際資源開発の促進に当たって、自由世界の全体的立場から、最も経済的・効果的な開発を促進するため、国際協調・提携の方向に、日独両国は努力しなければならない。その場合、開発投資国と相手国との間の利害調整についても、その方向を検討していくことが必要である。

一、国際化の進行に伴う貿易・経済の交流を、広く自由世界の発展的視点に立って、秩序的に増進していくため、市場秩序の確立に向かって、日独両国は努力しなければならない。

一、技術革新をより活発ならしめるため、科学技術に関する多角的国際協力の進展に、進んで協力することが必要である。

四 「日独合同会議」の定着

木川田代表は、最後に、次のような一般的アピールの言葉をもって、「基調演説」を結んだ。

「いわゆる国民主義の思潮は十九世紀の所産であるが、それは国民経済の成立という面で、大きな歴史的役割を果たした。しかし現代のように、国境を超えた広域経済の進展を見ようとする時代においては、国民主義は新しい国際主義の思潮の中に、発展的に解消されていくべき運命にある。

したがって今日、ナショナル・インタレストが問題になるにしても、それは自由世界全体の繁栄と発展を進める方向においてでなければならない。

即ち、各国は、自由世界が目ざす競争的發展社会への積極的参加を通じながら、各国間で深まりゆく相互依存性を、国際協調によって、より高次な次元のものに高めてゆくことにより、自由世界の全体的發展とナショナル・インタレストを、ともどもに実現させてゆく道を発見しなければならない。これこそ、技術と文明の發達した時代におけるパーソナリティとパートナーシップの確立による『進歩の哲学』と呼ぶべきかと思う」

まさに「木川田理念」が脈々と息づいているような結言であった。

「基調演説」を受けて、CEPEES側のメンネ代表は、現実の問題について、次のように述べた。

「日独の貿易量が、それぞれの大きな貿易量の中で、まことに小さな割合しか占めていない。お互いに双方の貿易を伸ばすべきである。両国は科学と技術についての交流を図る必要がある。さらに資本取引は一層重要である。ソ連が地中海にまで進出してきており、われわれはソ連の動向に無関心であり得ない。……世界経済の發展の前に、ナショナルリズムをどのように調和させてゆくかは、重要な課題であろう」

河野代表は、「技術および研究開発ならびに販売等に関する日独協力」と題して、次の趣旨の発言を行なった。

一、日本経済の復興はアメリカの援助のもとに行なわれ、日本の外国との技術交流は、アメリカを中心として進められた。一例として技術提携契約の件数をみると、一九五二年当時、アメリカとのものは七〇%と圧倒的比重を占め、六七年度までの実績累計でも六〇・五%と多い。

一方、西独との契約は一九五二年度において、わずか一二件であったが、西独の経済復興、技術水準の向上につれて増え、六〇年度四〇件、六七年度六九件、また累計では五一七件となった。全体に占める割合も、当初の四・六%から六七年度の一〇・八%と上昇した。

技術提携件数に見る限り、日独両国の技術交流は着実に伸びつつある。

一、その他の面、たとえば技術情報の交換・人的交流・共同開発といった面での協調は、現状において、きわめて不十分であるように見受けられる。今後の世界経済において、国際分業は重要な方向であるが、日独両国においても、相互に技術を供与し、可能な分野にあっては、共同して技術開発を進める等の協調は、相互に利益をもたらすものと思う。両国は共同の利益を認識し、この可能性を模索してみる必要がある。

一、日独両国の現在の国情、政治的立場、勤勉な国民性などは、きわめて類似しており、長い間の友好関係を考えれば、両者の技術交流を阻害する大きな要因はないと考える。日本の技術提携面での制度的制約も、六八年六月、大幅に自由化されて、環境は整備されつつある。

河野発言をめぐって討議されたが、その要点は次の通りである。

四 「日独合同会議」の定着

第七章 国際協調の主体的推進

一、日独の関係はきわめて長いが、その割には両国がお互いに相手国のことを知らなすぎる嫌いがある。技術協力が進まないのも、根本の原因はそこにある。

一、日独の技術協力を長期的に進めてゆくためには、情報交換の組織が必要ではないか。

一、ユーザーとメーカーとの間の人的交流の制度化を考える必要がある。

「国際通貨問題」に関する討議では、とくに「資本の移動」の問題に論議が集中、CEPESS側は次のような意見を述べた。

一、資本の交流には、経済発展と国際収支の安定が前提条件である。

一、米国資本の進出規模には、批判の余地がある。

一、日本の株式取得の制限は、好ましくない。

この討議の過程で、中山代表は「国際企業憲章の提唱」（別掲）と題する発言を行なって、注目をひいた。

このあと、木川田代表は、「米国の保護主義的傾向を除くため、さきにCEPESS・ドイツグループと共同歩調をとったが、今後もドル不安解消のために、日独の協力は一層重要性を増すものと思う」と発言し、CEPESS側も同意を表明した。

東南アジア経済協力問題、東西貿易問題についても、双方から活発な発言があった。とくに日本側から提起された太平洋経済委員会や、東南アジアに対する民間投資銀行の構想に対して、CEPESS側は、大きな関心を示した。

會議二日目の午後、内外報道関係者と日独双方代表が会見し、「共同声明」が発表された。日独の「合意事項」は次の通りである。

- 一、自由世界の発展のためには、市場経済の諸原則に立って保護主義的傾向と相対しなければならぬ。
 - 一、日独企業間の協力は、あらゆる可能性を利用して、両国間および第三国で促進されるべきである。
 - 一、東南アジアにおける政治的・経済的・社会的安定は、日独の協力にとって望ましいことである。
 - 一、とくに民間ベースで共同の開発を行なうために、両国は協力する。
 - 一、両国の協力は、世界通貨秩序の安定化にとって必要である。
 - 一、日独協力の強化により、東西貿易に対する刺激が全世界に及ぼされることが期待される。
- なお「共同声明」は、日独の小規模な準備委員会を設置して、次期会合に至るまで、相互の資本参加（合弁事業）、ノウハウと特許の交換の分野における協力、ならびに研究・開発・販売における協力を促進するための方策を検討すること、および次期会合を一九六九年東京で開催することを明らかにした。

(二) 「国際企業憲章」を提唱

——中山素平代表の発言——

団長代理として「日独合同会議」に参加した中山素平代表は、「国際企業の役割が大きくなるのに伴い、その行動規準というべきものを明確にする必要がある」との趣旨から、「国際企業の行動の節度——国際企業憲章の提唱」と題する発言を行なった。それは、會議における木川田代表の「基調演説」の精神、さかのぼっては、こ

四 「日独合同会議」の定着

第七章 国際協調の主体的推進

の年（昭和四十三年）の同友会通常総会における「代表幹事所見」即ち『国際協調の第二ラウンドを求めて』に盛られた「国際的産業秩序」についての基本的な考え方を、具体的に追求したものであった。

中山代表はまず、企業活動が国際化する必然性と、その世界経済的意義を、次のように捉える。

一、世界経済における自由化・国際化の進展および交通・通信の発達、生産力の拡大、技術進歩等の要因を背景として、企業活動の国際化が急速に進みつつある。

一、現在、国際企業ないし世界企業と呼ばれるものは、大部分米国籍および欧州系企業であるが、今後は日本などの企業も一層国際化が進むであろう。国際企業はむしろ「国際化時代」における大企業の姿である。

一、国際企業の活動は、資源の最適配分を助け、革新的経営方法を普及させるなどの効果により、世界経済の発展と、各国国民の福祉の向上をもたらし得るものである。その意義は高く評価されなければならない。

「国際企業」の積極的意義を肯定したうえで、中山代表は、その現実的行動とナショナル・インタレストとの間における微妙な関係に、注意を喚起した。即ち、次の諸点を指摘したのである。

一、国際企業の活動が、各国経済にますます深く関与してゆくに際して、各国のナショナル・インタレストとの調和が重要となる。

一、世界経済の発展は、各国のインタレストとの調和を離れては存在し得ないから、ナショナル・インタレストの尊重は、世界企業の活動力と、究極的には何ら矛盾するものではない。

一、しかしながら現実には、国際企業は、世界経済の発展に大きく貢献している反面、その活動する国において若干の摩擦を起し、ナショナル・インタレストとの調和に欠ける例もみられる。

一、このため、国際企業に対しては、世界経済の発展に対するその役割を自覚し、社会的および国際的な責務を果たすことが求められる。

このような観点に立って、中山代表は、次のように「国際企業憲章」の制定を提唱した。

「以上のような認識に基づき、われわれは国際企業憲章の制定を提案する。これは、企業の国際化を積極的に評価しつつ、これを進出先国の経済発展と福祉の向上、ひいては世界経済の発展に、摩擦することなく結びつけることを目的として、国際企業の義務・行動規程・規制基準を明確化するものである。

国際企業はこれによって、その責務遂行の規程を与えられ、また国家による恣意的な規制の弊害を防ぐことにも、役立つであろう」

「憲章」の内容について中山代表は、各国に共通する事項として、盛られるべき次の諸点を示し、以後の検討に資した。

- ▽市場独占排除の原則 Ⅱ 買収形態による進出制限の権限を与える。特定分野における過度集中の排除。
- ▽技術独占規制権留保の原則 Ⅱ 研究開発本国集中主義の排除。特許公開。
- ▽不公正競争排除の原則 Ⅱ ダンピング・過大広告など。
- ▽企業活動公開の原則 Ⅱ 財務諸表の公開など。
- ▽現地の制度・慣行重視の原則 Ⅱ 雇用・中小企業など。
- ▽現地国益重視の原則 Ⅱ 輸出促進・経済政策への協力など。
- ▽均衡のとれた協調方式の原則 Ⅱ 合弁企業の奨励・出資比率の規制など。

四 「日独合同会議」の定着

第七章 国際協調の主体的推進

なお中山代表は、「憲章」制定上の注意事項として、次のように付言した。

「この憲章には、このほかに、各国の特殊事情が十分配慮されるような規程が盛り込まなければならない。即ち、各国の事情、発展段階、ナショナル・インタレストの相違によって、適用されるべき規制は異なるからである。発展途上国に対しては、とくに考慮する必要がある」

(三) 国際通貨制度の共同研究へ

——「第二回合同会議」——

「第二回日独合同会議」の準備のため、CEPEES・ドイツグループのリッペルト代表幹事は、昭和四十四年二月十三日に来日した。第二回合同会議の議題について、CEPEES側は、資本・技術等の企業間協力、開発途上国における企業のジョイント・ベンチャー、さらに第三国市場における日独協力の問題に主眼を置いていた。

一方、同友会側は、企業間の問題よりも高度の政策論議を主張した。協議の結果、世界の自由主義経済を發展させる目標・方法を中心テーマとし、さらに日独産業界の交流促進をも取りあげること、意見が一致した。また「日独合同会議」とCEDとの関係については、近い将来にCEDを加えた三カ国会議を実現すること、日独団体の関係強化については折に触れCEDに情報を流すこと、などを確認した。

十月の幹事会で木川田代表幹事は、「第二回合同会議」に臨む姿勢について、次のように説明した。

「EECが関税同盟から経済同盟へ移行しようとする動きを示しており、また、政治同盟という自由世界の新しい単位としての動きをしていると思われるので、EECの理念と現況を、ドイツ側から説明してもらいたい

と思う。日本側からは、開発援助が最も遅れている東南アジアと日本の関係を説明したい。前回の会議でも、ドイツ側はこの地域に深い関心を示していたので、この点の理解を深めたい。

自由世界発展に対する黒字国の役割を共通認識として、日独経済発展の諸側面を、双方で議論したい。

さらに、日独の成長政策について話し合いたい。とくに、物価や生活環境など成長と矛盾する諸条件が出てくる日本の成長政策と、ドイツの成長政策とを比較対照させつつ、議論を進めたい」

「第二回日独合同会議」は、昭和四十四年十一月十、十一の両日、箱根観光ホテルで開かれた。テーマは、「自由世界における日独の立場と共通政策課題」であった。CEPES側から、リップベルト代表幹事ほか十八名が出席した。経済同友会側からは、木川田一隆代表幹事のほか、太田剛・金成増彦・菊地庄次郎・北裏喜一郎・河野文彦・中山素平・長谷川周重・原純夫、日向方斎・三木邦男・水上達三・湊守篤・山中宏の各幹事と山下専務理事の総勢十五名、ほかにアドバイザーとして、島野卓爾・篠田雄次郎・逸見謙三・広野良吉の四名が参加した。

会議は、日本側・木川田代表が議長となって進められた。

西独側・リップベルト代表は、「自由世界における日独の立場と経済政策・通貨政策における共通課題」と題する「基調演説」で、次のような見解を表明した。

一、世界経済全体の発展のためには、「進歩の哲学」が必要である。というのは、経済の急速な発展によって従来の経済・社会の発展法則が打破されつつあり、また、これを積極的に打破することによって、より大き

な発展が可能となるからである。

一、一國の一部門の保護的措置は、その他の部門にも転移し、さらに他の国にも転移する危険性がある。保護主義的な考え方や行動と闘うのが、われわれの使命であり、日本のより一層の自由化を期待したい。世界経済における日独の責任は大きい、マルク切上げという与件の変化によって、日本の責任は一段と大きくなっている。

一、国際通貨体制にも「進歩の哲学」が必要である。ブレトンウッズ体制は戦後世界経済の発展に寄与したが、いまや、その使命は終わった。私自身としては、固定為替相場制に捉われずに、新しい制度のあり方を研究する時期に来ており、「制限付き段階伸縮制」を通貨体制の中に採り入れることを検討すべきだと思う。

一、経済政策のあり方としては、成長・価格安定・完全雇用・対外均衡のいずれかを優先してピラミッドの頂点に置くのではなく、三角錐の各頂点に、この四つの目標が置かれていると考える。

一、第一回合同会議以来の一年間に、日独間の新しい取り決めが生まれているのは喜ばしい。国際分業の最適化を通じての世界全体のウェルフェアの極大化のために、近い将来、米国のCEDを交えた三カ国会議を開催したい。

西独側・ウィルマン代表は、「EECと西独」と題する「一般情勢報告」を行ない、(1)EECは西独企業にとつて、市場拡大の利益だけでなく、自由化と競争の激化を通じて企業体質の強化が進められたこと、(2)EECは

来年から日本との貿易交渉を統一的に進める用意があるが、それには日本側の自由化促進が必要であること、などを指摘した。

日本側・北裏代表は「東南アジアと日本」と題する報告の中で、「東南アジア経済開発のための援助の増額、東南アジア製品の輸入促進を西独に望む。天然資源の開発・港湾施設の建設などのプロジェクトを共同で進める必要がある」と強調した。

日本側・水上代表は、「日本の貿易・自由化の現状と世界貿易拡大への日独の役割」と題して問題を提起し、次の諸点を強調した。

一、日本の貿易自由化は、国内の産業調整の問題や、諸外国の対日輸入差別措置などの関係で遅れている。われわれは、経済の効率化のためにも、自由化は自主的かつ可及的速かに実施すべきだと考えており、また物価政策上からも自由化は必要だと思う。ことに国際収支黒字国として、自由化促進は義務ですらあるという考え方が、政界・経済界に浸透している。

一、日独両国間の貿易拡大のみならず、第三国市場における貿易・経済協力の推進も、黒字国たる両国の重要な責務である。日本は発展途上国からの開発輸入を積極的に進めているが、この方式に対して、西独の技術・資金面の参加を期待する。また、東欧圏の貿易拡大に対する両国の協力も可能性がある。

これに対して、西独側から、「日独貿易の増大のためにも、非関税障壁を含めて日本の自由化促進を望む」との意見が出た。

中山代表は、「日独両国の協調の視点に立った資本移動」というテーマで、次のような問題提起を行なった。

四 「日独合同会議」の定着

第七章 国際協調の主体的推進

一、安定した国際収支構造が、国際資本市場成立の基本条件であるだけに、最大の国際収支黒字国である日独両国は、国際的資本移動面で特別の重要性を持っている。その意味で、両国は自国資本市場の国際化を一層促進する義務がある。

一、日独両国のこの面における協調的行動の目標は、第一に、黒字国のイニシアティブによる資本移動の円滑化・安定化を通じて、世界経済の安定的発展とくに国際通貨体制の安定化に貢献すること、第二に、こうした資本移動を、開発途上国ならびに相対的資本不足国に効果的に向けることに、貢献することである。

このため、日独はじめ先進国の資本の効率的组织化、リスクの克服手段の探求等が必要である。日独を中心とする海外投資金融会社や開発投資コンソーシアム（国際資本合同）について、一層の検討が望まれる。これに対して、西独側・ポント代表は次の点を指摘した。

一、米国が資本移動で制限的措置をとっている今日、その機能の一部が麻痺しており、西独資本市場の地位は高まっていることは事実である。

一、しかし、西独における起債が、いつまでも満足できる状態であるとは思われない。過度の貯蓄形成は望ましくないし、また民間・公共双方の国内資金需要の増大が予想されるからである。

一、現在、西独は資本輸出国であるが、こうなるまでに、海外から積極的に資本輸入を図った時期があったことを、見落とさないでほしい。

河野代表は「日独の企業間協力——資本と技術提携・資源開発と民間海外投資」と題して、次のように問題提起した。

一、両国の資本・技術交流は、現状ではきわめて不足しており、今後、両国企業の交流促進について研究の要がある。日本にとっては、対西独の技術収支改善が一つの課題であり、日本の技術水準向上に伴うクロスライセンズ契約の増加を期待する。

一、日本は将来にそなえて、アフリカの天然資源に大きな関心を持ち、また海洋資源開発に注目している。この面で西独の技術・資本に大いに期待する。

一、西独のP I C A (アジア民間投資会社) 参加は喜ばしい。またアジアの経済的・人的風土に照らして、西独の東南アジア投資は、日本経由ないし日本と協力することが、西独にとっても有利だと思う。

これに対し、西独側・キーファ代表から、(1) エネルギー産業など、日独企業間協力が期待される分野は多いこと、(2) 日独企業間協力の具体的プロジェクトとしての「太平洋輸送のコンテナ化」は、世界貿易の拡大に寄与していること——などの指摘があった。

三木代表は「国際通貨問題におけるマルクと円」について、問題提起を行ない、次の諸点を指摘した。

一、マルク切上げの実行で、世界通貨不安は少し沈静しようが、根本的解決の要は、依然として残っている。

一、「円」の切上げを望む声があるが、「円」には西独マルクほどの実力はない。為替管理の未解消、海外需要の弾力性に支えられた輸送構造、民間の対外債務の存在とその返済の必要、東南アジア開発援助への要請——などが理由である。

これに対する西独側の反応は、こうであった。

一、日本円は現在、仕合せな状態にあるといえる。マルクも数年前は、そうであった。マルクの推移が、通貨

四 「日独合同会議」の定着

第七章 国際協調の主体的推進

政策・貿易政策ひいては経済政策に対する長期的見通しが必要であることを、日本に示していると思う。

一、日本が為替管理を続ければ、かえってそのために、巨大なスペキュレーションの嵐の中で平価変更を迫られる、という決定的リスクを負い続けることになるだろう。

一、マルクの切上げは、造船・自動車など多くの産業に、激しい打撃を与えるだろうというのが、ドイツ産業界の実感である。

一、ドルは回復して、基軸通貨としての役割を果たし続けるであろう。しかし、社会問題の解決などで、米国内で、大きな資本を要することになるだろう。

「日独成長政策の比較検討」について、日独両方から問題提起がなされた。まず、濠代表は次の点を指摘した。一、経済成長要因の西独との相異点として、日本の長期的な高成長は、国民の旺盛な競争心とくに企業間競争の激しさ、信用創造政策の積極的活用によるところが大きかったことが挙げられる。

一、七〇年代における日本の経済成長の問題点は、労働力の不足、資源確保の困難性、工場立地の困難性、社会資本の立ち遅れ即ち国民福祉の問題、などにある。

また、西独側・ミュンヒマイヤー代表は、このように述べた。

一、日独成長政策の相違点は、いろいろ挙げられるが、結論として日本の場合、成長は速いが社会的厚生的一面では西独より低い、ということが言える。

一、経済成長は、生産増加に伴って所得の上昇する過程である。また国民経済が存立するためには、貯蓄形成が不可欠であり、この意味からも物価安定は重要である。

一、西独では、労使双方とも、価格安定の重要性を見失うことはないはずである。

「第二回日独合同会議」は、次の合意事項を中心とする「共同声明」案を採択、発表した。

一、両国は、今後の自由世界発展にとって必要な国際化政策の具体的方途について共同研究する。

一、両国は、貿易における既存の保護主義的諸制限の打破と、新規の保護措置の導入を防止することに努めるとともに、関税を軽減し非関税障壁の除去を進め、日独が相互に一段と輸入を進めて両国の貿易拡大を期することはもとより、第三国も加えた多角的な貿易の拡大振興をはかる。

一、世界経済の適正な発展を保証するため、できる限り、資本移動を保護的諸制限から自由化し、直接投資の可能性を実現せしめるよう努める。

一、世界市場での民間企業活動を保証・促進するには、安定した国際通貨秩序が不可欠の前提である。このため、両経済団体はその研究活動の中で、ここ数年間に提案された国際通貨制度の各種改革案を共同研究し、検討する。

一、日独両国の民間経済人は、資源保有国と協力し合って、資源開発を進める。

一、日独の民間経済人は、企業間協力・情報交換・共同研究開発を、より強力に進める。

一、両経済団体は、経済活動を単に自己目的に止めることなく、全般的な社会進歩のために貢献せしめるものとする。

最後に「声明」は、合同会議を一九七〇年は西独において開催し、また近い将来、CEDを加えた三者の合同

第七章 国際協調の主体的推進
会議の実現を期待する旨を、確認した。